

## 環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 福井 せいじ

- 1 日時  
平成 31 年 2 月 27 日（水曜日）  
午前 10 時 0 分開会、午後 1 時 8 分散会  
（うち休憩 午後 0 時 0 分～午後 1 時 1 分）
- 2 場所  
第 5 委員会室
- 3 出席委員  
福井せいじ委員長、千葉絢子副委員長、高橋元委員、高橋但馬委員、  
菅野ひろのり委員、岩崎友一委員、中平均委員、千田美津子委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
戸塚担当書記、須川担当書記、藤村併任書記、日向併任書記、久慈併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 環境生活部  
大友環境生活部長、高橋副部長兼環境生活企画室長、  
田村環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、古舘若者女性協働推進室長、  
小島参事兼環境保全課総括課長、稲森技術参事兼県民くらしの安全課総括課長、  
小野寺環境生活企画室特命参事、高橋環境生活企画室企画課長、  
高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、  
佐々木資源循環推進課総括課長、高橋自然保護課総括課長、  
前田県民くらしの安全課食の安全安心課長、  
浅沼県民くらしの安全課県民生活安全課長、  
高橋県民くらしの安全課消費生活課長、佐々木廃棄物特別対策室再生・整備課長、  
田村廃棄物特別対策室廃棄物施設整備課長、  
工藤若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課長、  
四戸若者女性協働推進室NPO・協働課長
  - (2) 保健福祉部  
八重樫保健福祉部長、野原技監兼副部長兼医療政策室長、  
高橋副部長兼保健福祉企画室長、佐野医師支援推進室長、  
中野保健福祉企画室企画課長、佐々木健康国保課総括課長、  
菊池地域福祉課総括課長、近藤長寿社会課総括課長、

山崎障がい保健福祉課総括課長、伊藤障がい保健福祉課特命参事、  
門脇子ども子育て支援課総括課長、福士医療政策室医務課長、  
稲葉医療政策室地域医療推進課長、菅原医師支援推進室医師支援推進監

(3) 医療局

大槻医療局長、千葉医療局次長、佐野医師支援推進室長、  
吉田経営管理課総括課長、三田地職員課総括課長、  
鈴木医事企画課総括課長、鎌田業務支援課総括課長、工藤業務支援課薬事指導監、  
高橋業務支援課看護指導監、菅原医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(議案)

ア 議案第80号 平成30年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第2項 県民生活費

第4款 衛生費

第2項 環境衛生費

第2条第2表中

第4款 衛生費

第2項 環境衛生費

第3条第3表中

1 追加中 1

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

ア 議案第80号 平成30年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第3項 児童福祉費

第4項 生活保護費

第5項 災害救助費中 保健福祉部関係

第4款 衛生費

第1項 公衆衛生費

第3項 保健所費

第4項 医薬費

第11款 災害復旧費

第2項 保健福祉施設災害復旧費

第2条第2表中

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第3項 児童福祉費

第4款 衛生費

第4項 医薬費

イ 議案第81号 平成30年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第2号)

ウ 議案第89号 平成30年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

エ 議案第100号 福祉型障害児入所施設・障害者支援施設(盛岡地区)改築(建築)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(3) 医療局関係審査

(議案)

議案第92号 平成30年度岩手県立病院等事業会計補正予算(第2号)

9 議事の内容

○**福井せいじ委員長** ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。なお、八重樫環境生活企画室放射線影響対策課長は、病気療養のため欠席となりますので、御了承願います。

議案第80号平成30年度岩手県一般会計補正予算(第6号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ環境生活部関係、第2条第2表繰越明許費補正中、第4款衛生費のうち、環境生活部関係並びに第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中1を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高橋副部長兼環境生活企画室長** 環境生活部の補正予算について御説明申し上げます。議案(その3)の6ページをお開き願います。

議案第80号平成30年度岩手県一般会計補正予算(第6号)のうち、環境生活部の補正予算額は、3款民生費、2項県民生活費の1億273万9,000円の減額補正と、7ページに参りまして、4款衛生費、2項環境衛生費の9億9,325万9,000円の減額補正、9ページに参りまして、12款公債費、1項公債費のうち73万5,000円の増額補正と、13款諸支出金、3項公営企業負担金のうち299万5,000円の減額補正であり、合わせまして10億9,825万8,000円の減額補正となり、補正後の歳出予算総額は111億3,524万2,000円となるも

のであります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明申し上げますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の105ページをお開き願います。3款民生費、2項県民生活費、1目県民生活総務費であります。右側説明欄の上から7事業目に記載しておりますNPO等による復興支援事業費は、復興支援活動を行うNPO等への補助実績が当初の見込みを下回ったことなどから、所要の補正をしようとするものであります。

106ページに参りまして、2目交通安全対策費であります。交通安全指導費等の精査に伴う所要の補正をしようとするものであります。

次に、3目青少年女性対策費であります。一番下のいわて女性活躍支援強化事業費は、市町村等における取り組みを推進するための地域女性活躍推進事業費補助において実績がなかったことなどから、所要の補正をしようとするものであります。

少し飛びまして、118ページをお開き願います。4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費であります。上から11事業目の再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金は、過年度の融資実績が確定したこと等に伴う所要の補正をしようとするものであります。

次の防災拠点等再生可能エネルギー導入事業費は、過年度事業費の執行残を国に返還するとともに、本年度の事業進捗に基づき、所要の補正をしようとするものであります。

119ページに参りまして、2目食品衛生指導費であります。上から2事業目の乳肉衛生指導取締費は、対米輸出食肉の検査に要する経費等について、所要の補正をしようとするものであります。

次に、3目環境衛生指導費であります。下から2事業目の水道施設耐震化等推進事業費は、消費税仕入控除税額の確定に伴う市町村からの補助金返還金を国庫に返還するための経費等について、所要の補正をしようとするものであります。

120ページに参りまして、一番下の産業廃棄物処理施設整備事業促進費は、一般財団法人クリーンいわて事業団による産業廃棄物管理型最終処分場の整備に要する経費への貸付額の精査等に伴う所要の補正をしようとするものであります。

次に、4目環境保全費であります。2事業目の休廃止鉱山鉱害防止事業費は、旧松尾鉱山における新中和処理施設の耐震補強工事等に要する経費について、所要の補正をしようとするものであります。

121ページに参りまして、5目自然保護費であります。下から2事業目の国定公園等施設整備事業費及び一番下の自然公園施設整備事業費は、栗駒国定公園及び三陸復興国立公園の施設整備に要する経費について、所要の補正をしようとするものであります。

次に、6目鳥獣保護費であります。1事業目の鳥獣行政運営費は、鳥獣保護区における制札の整備に要する経費等について、所要の補正をしようとするものであります。

続きまして、122 ページに参りまして、7 目環境保健研究センター費は、同センターに係る管理運営費等の精査に伴い、所要の補正をしようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その3）にお戻りいただきまして、11 ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正のうち、当部関係は、恐縮ですが、12 ページに参りまして、4 款衛生費、2 項環境衛生費の10 億1,809 万8,000 円であります。これは補助事業者の事業実施が遅延したことや、計画調整に不測の日数を要したことなどから、翌年度に繰り越しして実施しようとするものであります。

以上で、環境生活部関係の補正予算の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**福井せいじ委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**高橋元委員** まず、一つ目は、再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金について、確定したということでありましたが、今年度の内容を確認したいと思います。

それから、例えば太陽光発電の許認可は、市町村が行うと理解をしていたのですが、県も含めて、どのような役割をしているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

二つ目は、一般財団法人クリーンいわて事業団の貸付金が、大きな返還があった理由をお聞きしたいと思います。

○**高橋温暖化・エネルギー対策課長** 岩手県再生可能エネルギー等立地促進資金貸付金の今年度の実績についてでございますが、これまでのところ、貸付実績が18 件、融資額の総額は3 億6,700 万円余で、貸付融資を実施しているところでございます。なお、融資額のうち、一部預託についてでございますが、預託額は、1 億5,200 万円余で実施している状況でございます。貸付実績の主なものにつきましては、太陽光発電への融資がほぼ占めている状況でございます。

それから、太陽光発電の許認可に係る県としての役割でございますが、まず、太陽光発電の再生可能エネルギーの事業計画の認定につきましては、経済産業省資源エネルギー庁が所管しています。太陽光発電に係る発電事業の認定のほかに、前段としまして関係法令の規定の遵守ということがございます。森林法など、さまざまな関係法令の許認可等がございますが、そういったことにつきましては、それを遵守することを前提に事業計画の認定がなされるということございまして、県のみならず市町村におきましても、関係法令所管課におきましては、そういった許認可関係の許可、認可、指導等を行うという役割があるところでございます。

○**田村廃棄物施設整備課長** 一般財団法人クリーンいわて事業団の次期処分場整備における2 月補正の減額の理由でございますが、一般財団法人クリーンいわて事業団への貸付金のうち、民有地である林地の土地取得に要する経費、さらに民地の林地のうち、立ち木の補償に要する経費が減となったこと。さらに事業場用地の中には国有林がございますが、この取得につきまして、今年度当初を予定していたのですが、来年度に取得予定としたことが大きな理由でございます。

○高橋元委員 太陽光発電の許認可については国で行うということで、あとは関係法令と現地の現況等を見ながら事業申請しているところに、県や市町村が、いろいろと意見を述べる形になるのではと考えていたのですが、メガソーラーの関係については、各地でさまざまなトラブルが起きております。軽米町では去年の夏、それから他の一カ所は事業計画の取りやめや中止などというのもありましたし、今回の件もあります。それから、遠野市でもあります。なかなか事業主の住民への説明会等も不足していることを含めて、国が推進する再生可能エネルギーですから、大事にして、制度をうまく活用していければいいわけですが、その辺のトラブルを防止するために、県としても何らかの形で関与していく必要があるのではないかと思います。その辺の見解をもう一度お尋ねします。

また、一般財団法人クリーンいわて事業団の次期処分場整備の関係で、民有地の林地と立ち木、それから国有林の説明がありました。これによって、計画期間そのものに影響が出るのかということと、その後の国の補助については、どのように推移していくのか、この2点お尋ねしたいと思います。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 委員、御発言のとおり、全国で再生可能エネルギーの導入に当たりまして、地域とのトラブルが発生しているのではないかとということ、県内でもいろいろ発生しているのではないかとというような御意見を頂戴しております。トラブル防止のための県としての関与についてでございますが、まず一つは、再生可能エネルギーの導入に当たりまして、国ではFIT法に基づく事業計画策定ガイドラインを策定しております。その中で例えば地域住民との合意形成につきましては、推奨事項、努力義務というような範疇になりますけれども、地域住民への説明を十分に行うように努めることというような規定がありまして、違反事例、悪質なものにつきましては、国のガイドラインでも指導等の対応をしていくということも明記されているところでございます。

県として、まず一つは、国が定める事業計画策定ガイドラインについて、わかりやすく事業者にも周知していくことが一つの役割としてあろうかと思います。

また、地元でトラブルが発生している、適正な立地に結びついていないというようなことも出てきておりますので、それにつきましては、個別に対応していく必要があるかと考えておまして、関係市町村の関係課、あるいは県の法令所管課、もちろん再生可能エネルギーを所管する当部、そしてFIT法を所管しております国、東北経済産業局などにも入っていただきまして、来年度から個別事案対応チーム、それぞれ個別の関係者が集まり、どういった対応ができるか検討していくチームを設置しまして、対応していきたいと考えているところでございます。

○田村廃棄物施設整備課長 事業計画、スケジュールでございますが、国有林野につきましても、来年度中の取得を見込んでおりますので、さらに環境影響評価や、実施設計につきましても、2020年度の着工に向けておおむね計画どおり進んでいるところでございます。

また、国の財政支援の件でございますが、今、詰めの作業をしております実施設計に基

づきまして、来年度から国と詳細な協議を進めることとしておりますので、本県の計画をきっちり説明して、支援を受けたいと考えております。

○高橋元委員 再生可能エネルギーの関係のトラブルについては、対応チームを設置して事に当たるといこと、私はそれでいいと思います。ただ、国のほうで認可して、事業主と国の関係で事業を進め、地元はその情報が入ってくるというのは、かなり動き出してからというところがトラブルとなる問題の根源ではないかと考えています。それを計画の段階で地元市町村や県などが情報を入手できないものか。その段階で想定される問題点も、地元市町村や県の担当部局にお知らせするというこも、未然防止のためには必要ではないかと思うのですが、もう少し何か対応方法があるように考えられますが、その辺についてお伺いします。

それから、一般財団法人クリーンいわて事業団の次期処分場整備の関係で国の補助金が予定どおりでなければ、また予算の組み替えもしなければならぬと思うのですが、それは来年度の判断になるということでしょうか、確認したいと思います。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 事業者の認定申請の情報につきましては、全国的にさまざまなトラブルがあるというようなことも踏まえまして、国のほうで一部見直しをしてきているところもございます。FIT法に基づく認定情報につきましては、大まかな情報になりますけれども、ホームページでも見られる形になっておりますが、認定申請の情報につきましても、一部ですけれども、パスワードを入力して見られる形で、国で情報公開をし始めていることもございます。そういった情報を、県なり市町村なりは、そのパスワードを入力することによって、見ることができるようになっております。

そういった情報などを、県では立地円滑化チームということで、再生可能エネルギーの適正な立地に向けたチームを、庁内関係課で構成し設置しております、そのチームの中でも情報共有しながら進めております。関係法令所管課がいろいろありますので、例えば立地法の相談が事業者から来た情報を、その立地円滑化チームで他の関係法令所管課とも情報共有しながら進めております。また、市町村とも担当者会議を年に2回ほど開催しておりますので、そのような情報を共有しながら進めていくというような方向で進めております。

○田村廃棄物施設整備課長 環境省とのやりとりにつきましては、今、詰めております実施設計において決まる工事の計画や、事業費の配分、年割りですとか、そういったものを来年度、国に詳細に説明することになりますので、御指摘のとおり、来年度に話が詰まっていくものと考えております。

○高橋元委員 再生可能エネルギーの関係ですが、遠野市では住民運動として中止を求めているということですか。それについては、国の出先機関である東北地方整備局では、住民からの中止を求める要望があった場合は、許可できないなどの対応が出てくるものなのか、お伺いします。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 遠野市の案件につきましては、遠野市から県に情報

提供されている状況ではないのですが、県ではこの案件につきましては、庁内の関係部局に相談や、許認可の申請が出ているか確認しましたところ、いずれの課につきましても、まだ相談は上がっていないということでございます。ただ、立地関係で、後々申請は上がってくるだろうということで準備はしているような話はしておりました。

再生可能エネルギーの導入につきましては、地域との合意形成ということが大前提と考えておまして、先ほど申しました事業計画策定ガイドラインにおきましても、推奨事項とはなっておりますが、地域との合意形成ということが書かれております。推奨事項でも事業者が従わない場合につきましては、指導の対象になり得るという規定もございますので、地域とのトラブルの発生事案として国では対応し、場合によっては業者指導の対象にしていく。実際に東北管内でも、そういった事例はあると聞いております。

○千田美津子委員 1点質問します。環境衛生指導費の中で、水道施設耐震化促進事業費があります。今回の補正は600万円程度ですけれども、繰越明許費で9億3,000万円ということで、この水道施設の耐震化については、県内でもいろいろ計画があろうかと思いますが、どのような計画の状況となっているのか、全体像をお聞かせいただきたいと思っております。

○稲森技術参事兼県民くらしの安全課総括課長 水道施設の耐震化の事業でございますが、まず繰り越しの関係でございますけれども、用地取得、あるいは水道施設は道路工事との関係で、工事の最終段階で他の事業との関連性などにより繰り越すことがございます。あるいは人材不足などに関連して、入札の不調などの遅延により、9億円が繰り越しになったということでございます。

来年度につきましても、13事業体から申請、情報が上がっていますので、そういったところを踏まえまして、対応してまいりたいと考えております。

○千田美津子委員 来年度については13事業体ということですが、現在水道関係の耐震化がどの程度進んでいるのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○稲森技術参事兼県民くらしの安全課総括課長 水道施設の耐震化等の状況でございますが、法定耐用年数である40年を超過した割合である、耐用年数超過率につきましては、全国の14.8%に比べまして、本県は、6.4ポイント低い8.4%となっております。また、水道基幹管路の耐震適合率については、平成29年度末で全国の39.3%に比べまして、本県は、10.3ポイント高い49.6%となっております。耐用年数超過率、耐震適合率ともに、全国平均よりは良好な状況でございますが、各水道事業者におきまして、水道施設の更新、耐震化が計画的に進められるように、必要な予算の確保を引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

○千田美津子委員 全国平均よりも結構高い数値にあるということは非常に良いことだと思いますが、やはり水道というのは住民にとっては大事な生命線になるわけですので、地震などにきちんと耐えられる状況を計画的に進めることはそのとおりとして、やはり全体がもっと進むように、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。



この計画というのは、市町村独自で計画をして申請するという状況にあるのか、それとも県がそれらを取りまとめながら配分をするのか、県と市町村の関係についてお聞きしたいと思います。

○**稲森技術参事兼県民くらしの安全課総括課長** 水道施設の耐震化等の進め方ですが、基本的には水道の事業体であります市町村が実施することになります。県では、いろいろな機会を捉えまして 100%の予算確保に向けて進めているところでございます。

○**中平均委員** 予算に関する説明書の 106 ページのいわて若者活躍支援強化事業費と、女性活躍支援強化事業費の減額の理由をもう少し具体的に、お聞きしたいと思います。

○**工藤青少年・男女共同参画課長** いわて若者活躍支援強化事業ですが、若者活躍支援ということで、県公会堂に設置しているいわて若者カフェの運営事業や、例えば、若者会議などのイベント事業や、情報発信事業などを行っています。

その中で、いわて若者カフェについては、今年度、県公会堂の床の改修工事を行いました。この工事の入札に際し、一度入札が不調になりました。その結果、予定よりも実施期間、工事の期間が延びてしまい、リニューアルオープンが 10 月の予定が、実際は 1 月に延期となり、実質のカフェの事業実施期間が短縮し、今年度の 1 月から 3 月までの間となりました。カフェの事業実施期間が短くなった分、運営事業経費が減少し、その他、工事関係で工賃の委託が減少したことなどにより、若者活躍支援強化事業費が減額となりました。

次に、女性活躍支援事業については、これはさまざま女性の活躍に関するセミナーの実施や交流会を実施しております。また今年度は 5 月から、いわて女性活躍推進員を 1 名配置したことの報酬もありますが、減額の理由は、その推進員の方の勤務条件の変更などによるものです。

他に、849 万円減の補正予算の理由としては、先ほど説明した事業に加え、市町村に補助する地域女性活躍推進事業がございます。この補助金が 750 万円の減となっております。この事業は、1 市町村に上限 250 万円を補助するもので、3 市町村分を予算措置していましたが、どこからも手が挙げられなかったことから、750 万円が減額となり、補正予算の理由になります。

○**中平均委員** 若者活躍支援強化事業についてですが、本来若者カフェを 6 カ月間やる予定が、工事の関係で 3 カ月間になった関係で 666 万 1,000 円の減額になったということではよろしいですか。そうすると、今年度のもともと事業は 1,200 万円の事業規模であれば、31 年度予算にも計上される事業だと思うのですが、平成 31 年度は、短縮せずに行うことになるので、予算減とせず、当然成果もちゃんと出てくるということだと思います。

他に、地域女性活躍推進事業について、3 市町村分、750 万円の予算措置をしていて、どこの市町村も手を挙げずに減額となった原因は何かをつかんでいるのでしょうか。その上で、平成 31 年度は、どのような事業を展開していくつもりなのか、あわせてお聞きします。

○**工藤青少年・男女共同参画課長** 若者活躍支援強化事業についてですが、補正予算額全

てが、今のいわて若者カフェの関係だけというわけではありませんし、今年度予算計上した工事費が来年度は計上しないなど、来年度の事業内容は今年度とは異なります。来年度は、いわて若者カフェは1年間運営し、実際活動も充実させる考えでおります。また、カフェマスターも1人増ということになりますので、その予算を当初予算では計上しております。

女性に関する事業についてですが、地域女性活躍推進事業として、3市町村分を予算計上しておりますが、それ以外にも、さまざまな事業展開、例えばセミナーを開いたり、市町村単位で相談窓口を設置したりなど、そのような事業にも活用できるのですが、県では担当者会議や、課長会議などでも、この事業を御説明しておりますし、利用促進という形で働きかけはしているところです。

これに関しましては、国の交付金でございますので、ちょっとハードルが高いといえますか、要件が厳しいところがありまして、女性活躍の推進計画によって事業をしなければならないなどの要件があり、それらの要件をクリアできない市町村が多いということもありますし、その他、市町村でさまざまな理由はあると思っております。県では、働きかけはしているところであり、来年度も、ぜひ利用いただきたいと、市町村に説明しているところです。

○**福井せいじ委員長** 執行部に申し上げます。

この際、進行に御協力願うため、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

○**中平均委員** 質問も簡潔にさせていただきます。

女性活躍の国の交付金の要件が厳しいということでお伺いしました。この要件が厳しいということは、各都道府県に当然交付金が交付されていると思うのですが、岩手県だけが減額しているものなのか、他県ではその要件をクリアしているところが多いものなのか、その辺の状況は分析されていますか。

○**工藤青少年・男女共同参画課長** 国では昨年度、女性活躍ということで2億円の予算を組んだのですが、全国的に利用が少ないということで、来年度の予算としましては減額され、1億5,000万円となっていることを踏まえすと、やはり全国的にも、利用は少ないと聞いております。

○**古舘若者女性協働推進室長** この件に関しまして、私のほうでも市町村を回らせていただきまして、さまざま状況について幾つかの市町村からお伺いしております。その中では、やはり予算の確保が難しいとか、計画を現在策定中なので、計画策定後に利用を考えたいなどの声もございますので、市町村に対しては、また直接御訪問させていただいて、事情をお伺いしながら、利用を進めてまいりたいと考えております。

○**中平均委員** 国の交付金も全体的に減額になってきているということでありまして、ただ原因としては、やはりハードルが高いということでもあれば、それをクリアしていくというのも当然です。

あとは、全国的に低い状況であれば、国は県と一緒に女性活躍支援を推進しようとしてこれ

だけ言っているところで、実際に県に予算はつけたけれども、事業として使えないというのは意味がないわけで、そこは岩手県の実態として、使いづらい基準などを国に対して発信していくべきではないかと思います。そういった点をこれからやっていただきたいというところと、あとは女性活躍、若者活躍もそうですけれども、成果をどういうふうに捉えていくかというのは問題だと思いますが、その点は恐らく予算特別委員会で誰か質問すると思うのでやめます。

○福井せいじ委員長 どうぞやってください。

○中平均委員 それではちょっと。成果的なものをどう捉えていっているのかということ、この2点お聞きして終わりたいと思います。

○工藤青少年・男女共同参画課長 情報発信の関係ですけれども、私たち女性活躍に関しては、割と全国の中でも取り組んでいるほうだと自負しております。ただ、やはり市町村も巻き込んで、県がもっと引っ張って進めていかなければならないとは認識しております。岩手大学、幾つかの市町村にも声がけをさせていただいて、これから来年度の事業を、この交付金を使えないかということを含めて検討しながら、来年度事業を計画していく検討を始めたところでございます。そういうのもありますので、各情報発信を強化しながら進めていきたいと思っております。

○大友環境生活部長 ただいまの国への制度関係の御質問でございましたけれども、先ほど室長のほうで答弁いたしました。市町村の需要を色々聞いておまして、使いづらいなどといったさまざまな問題があるのであれば、そういったことを含めて、これから来年度国に要望する機会がありますので、制度の改善が必要であれば、私どものほうからも逐次要望してまいりたいと考えております。

○福井せいじ委員長 答弁、もう一つありますね。

○工藤青少年・男女共同参画課長 若者活躍と女性活躍の推進施策に関しての成果ということですが、私たちはさまざまな取り組みをしている中で、この活躍という言葉が、なかなか捉えづらいとは思っておりますけれども、来年度の計画の中で、さまざま地域の活動や、地域の課題解決を考える場や、自己啓発を行う場など、いろいろな活動の場へ若者参加を促すことが、一番成果につながっていくのではないかと考えております。

女性活躍に関しましては、女性の活躍の場がたくさん広がってくることが大切だと考えています。例えば女性の管理職の割合が増えてくるなど。他に、これまで女性があまり参加していない分野に女性が足を運ぶようになることなども、我々の成果になると考えております。

○千葉絢子委員 男女共同参画の件で関連なのですが、たぶん、県の取り組みが遅れているというか、市町村への支援が行き届かないというよりも、恐らく市町村の担当者によってどういう事業をしたらいいかという、そういう発想に繋がるモチベーションや知識を得るための情報提供の機会がないのではないかと、一つ考えられると思います。例えば男女共同参画サポーターの養成講座をやっていたらいいですね。この講座には、

多分市町村の担当者の方もおいでになっていると思います。去年私も講師をさせていただいた関係で、参加者の内訳を見せていただいたら、市町村の担当職員も7割くらい参加していました。

そのような場で、例えばこういう支援メニューがあるとか情報収集できれば、市町村の担当者などでネットワークみたいなものをつくって、市町村の担当者に対する研修や、政策アイデアが沸く指導の機会をつくっていただいたほうが、市町村においても、事業の活用の検討が始まると思いますので、男女共同参画サポーターを使った啓発や、きめ細かいアイデアの例などの取り組みを紹介してはいかかと思いますが、どうでしょうか。

**○古舘若者女性協働推進室長** 今御指摘ございました市町村との関係でございますけれども、現在はまず年度当初に、さまざまな私どもの施策や国の制度を含めまして、担当の方々と意見交換する時間を設けております。そのような形で各女性活躍推進施策について説明をさせていただいて、普及を図る形をとっております。

ただいま御指摘がございましたとおり、もう少し濃密な形で市町村の方々と議論したほうがいいのではないかとのお話だと思います。

先ほど工藤課長が説明したとおり、今回幾つかの市町村とはいろいろ研究をしながら進めるということにもなりましたし、市町村から、事業活用についての御質問をいただいていることもございますので、できるだけ個別に市町村の方々と意見交換の形を持ちまして、できるだけ制度の普及を図っていければと考えております。

**○千葉絢子委員** 男女共同参画関係の職員なのですが、岩手県もそうかもしれませんが、どうしても女性が担う部分というのがすごく大きくなってしまっているのです。男女共同参画に関しては、男性も一緒に考えてくださることで一歩も二歩も進んでいくことですので、どうしても市町村の担当者は女性が多いような、そういう印象を受けるのですけれども、1人とかではなく、例えば2人とか、部署の責任者の方に一緒に聞いていただくような、そういったところから浸透を図っていく必要があると思います。男女共同参画の取り組みだけでなく、先日環境福祉委員会で調査に行った静岡県の食生活とか健康経営の取り組みに関しても、最初保健師が指導に回っていたときに、保健師の話は聞いてくれない。県の役職をつけていただき、管理職になって、ようやく話を聞いてくれるようになったというお話でした。役職がつくと、相手が話を聞いてくれるというのが、今まだ県内というか、日本の大方の捉え方だと思いますので、ぜひ役職の上での男女共同参画も図っていただいて、女性だけが頑張っているような印象を与えない、そういう職員体制を求めることも必要だと思っております。これは要望です。

**○福井せいじ委員長** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○福井せいじ委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、環境生活部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。

環境生活部の皆様は退席されて結構です。

執行部職員の入替えのため、若干お待ち願います。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。

初めに、議案第 80 号平成 30 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 3 款民生費、第 4 款衛生費及び第 11 款災害復旧費のうち、それぞれ保健福祉部関係、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 3 款民生費及び第 4 款衛生費のうち、それぞれ保健福祉部関係、議案第 81 号平成 30 年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 2 号）並びに議案第 89 号平成 30 年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、以上 3 件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高橋副部長兼保健福祉企画室長** 議案第 80 号岩手県一般会計補正予算（第 6 号）、議案第 81 号岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 2 号）及び議案第 89 号岩手県国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

まず、議案第 80 号の平成 30 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）についてであります。議案（その 3）の 6 ページをお開き願います。一般会計補正予算（第 6 号）のうち、当部関係の歳出補正予算額は、3 款民生費のうち、2 項県民生活費、次のページに参りまして、5 項災害救助費の一部を除く 6 億 7,903 万円余の増額と、4 款衛生費のうち、2 項環境衛生費を除く 11 億 4,669 万円の減額、9 ページに参りまして、11 款災害復旧費、2 項保健福祉施設災害復旧費の 1 億 5,964 万円の減額、13 款諸支出金、2 項公営企業出資金の 39 万円余の減額、3 項公営企業負担金のうち、当部所管の県立病院等事業会計負担金の 4 億 9,471 万円余の増額で、総額 1 億 3,298 万円余の減額補正であります。補正後の当部関係の歳出予算総額は 1,353 億 5,449 万円余となるものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により説明申し上げます。お手元の予算に関する説明書の 100 ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略し、主な内容のみ説明させていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

まず、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費の右側説明欄の一番上、管理

運営費は、過年度の国庫補助事業の事業費確定に伴い生じた国庫支出金の返還に要する経費等を増額しようとするものであります。

上から9番目、生活福祉資金貸付事業推進費補助は、岩手県社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸し付け事業等を支援するものであり、貸付原資の積み増しのため増額しようとするものであります。

次のページに参りまして、2目障がい者福祉費の上から6番目、障がい者介護給付費等負担金は、市町村の介護給付費等の所要額が当初の見込みを上回ったことから増額しようとするものであります。

次に、3目老人福祉費につきましては、102 ページに参りまして、上から3番目、介護給付費等負担金は、市町村の介護給付費等の所要額が、当初の見込みを上回ったことから増額しようとするものであります。

9事業ほど下がりがまして、中ほどより少し上、介護施設等整備事業費は、市町村等が行う介護福祉施設の整備に対し補助するものであり、公募不調などにより整備施設数が当初の見込みを下回ったことから減額しようとするものであります。

4目遺家族等援護費の3番目、法外援護事務費は、戦傷病者戦没者遺族等の援護に要する経費の所要額が当初の見込みを上回ったことから増額しようとするものであります。

103 ページに参りまして、5目国民健康保険指導費の下から2番目、国民健康保険特別会計繰出金は、高額医療費等の所要額が当初の見込みを下回ったことから減額しようとするものであります。

104 ページに参りまして、6目婦人保護費の2番目、婦人保護施設入所保護費は、国の事務費単価の改定に伴い、増額しようとするものであります。

7目社会福祉施設費の一番下、みたけ学園みたけの園整備事業費は、老朽化、狭隘化が著しいみたけ学園みたけの園について、移転改築整備に向け、旧養育センターの解体工事を行っているものであり、工事の進捗に伴い、工事費を増額しようとするものであります。

次に、107 ページをごらん願います。3項児童福祉費、1目児童福祉総務費の8番目、児童福祉施設等整備費補助は、認定こども園の施設整備や児童養護施設等整備の補助事業者の事業内容の精査や事業計画の見直し等に伴い、減額しようとするものであります。

その二つ下、中ほどの保育対策総合支援事業費は、岩手県社会福祉協議会が行う保育士修学資金貸付事業に対し、国の補正予算に対応して貸付原資を積み増しするため、保育士修学資金貸付等事業費補助を増額しようとするものであります。

108 ページに参りまして、5行目、施設型給付費等負担金は、子ども子育て支援法に基づき特定教育保育施設等の運営に要する費用の一部を負担するものであり、利用児童数が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

2目児童措置費の一番上、児童保護措置費は、国の保護措置費単価の改定に伴い、増額しようとするものであります。

3目母子福祉費につきましては、109 ページに参りまして、下から2番目、児童扶養手

当支給事業費は、児童扶養手当の支給実績に基づき減額しようとするものであります。

4目児童福祉施設費の2番目、療育センター管理運営費は、移転後の運営実態等に基づき、指定管理料を増額しようとするものであります。

111 ページに参りまして、4項生活保護費、1目生活保護総務費の2番目、生活保護給付事務費は、被保護世帯への訪問調査や指導に要する経費であり、実績等に基づき減額しようとするものであります。

2目扶助費の一番上、生活保護扶助費は、被保護者数が当初の見込みを下回ったことから減額しようとするものであります。

113 ページに飛びまして、5項災害救助費、1目救助費のうち、当部所管分は3,143万円の減額であります。

保健福祉部の一番上、救助費は、平成28年台風第10号災害に係る救助に要する経費の実績に基づき減額しようとするものであります。

115 ページに飛びまして、4款衛生費、1項公衆衛生費、1目公衆衛生総務費の一番上、管理運営費は、過年度の国庫補助事業の事業費確定に伴い生じた国庫支出金の返還に要する経費を増額しようとするものであります。

次の母子保健対策費は、国庫補助金の交付決定等を受けて、周産期母子医療センター運営費補助等を減額しようとするものであります。

116 ページに参りまして、2目結核対策費の結核健康診断、予防接種及び結核医療費は、学校及び福祉施設等が行う結核健康診断の実施数が当初の見込みを上回ったことから、結核予防費補助を増額しようとするものであります。

3目予防費の上から3番目、特定疾患対策費は、医療給付費等の受給者数が当初の見込みを下回ったことから減額しようとするものであります。

4目精神保健費につきましては、117 ページに参りまして、上の欄の一番下、被災地こころのケア対策事業費は、岩手医科大学に委託して実施しておりますこころのケアセンター事業について、実績に基づき減額しようとするものであります。

5目高齢者保健費の上から2番目、健康増進事業費は、市町村の事業実績等に基づき減額しようとするものであります。

次に、124 ページをお開き願います。3項保健所費、1目保健所費の一番上、管理運営費は、職員給与費や事務費など管理運営に要する経費であり、実績等に基づき減額しようとするものであります。

125 ページに参りまして、4項医薬費、1目医薬総務費の一番上、管理運営費は、職員給与費や事務費など管理運営に要する経費であり、実績等に基づき減額しようとするものであります。

2目医務費につきましては、126 ページに参りまして、上から2番目、中ほどにあります救急医療対策費のうち、医療施設耐震化促進事業費補助は、補助事業者の事業計画の変更に伴い、減額しようとするものであります。

また、高度救命救急医療等提供拠点整備費補助は、岩手医科大学が附属病院と一体的に行う高度救命救急医療等提供拠点の整備を支援するものであり、工事の進捗に伴い、増額しようとするものであります。

127 ページに参りまして、一番上、医療施設近代化施設整備費補助は、補助事業者の事業計画の変更等に伴い、減額しようとするものであります。

一番下、地域医療再生等臨時特例交付金償還金は、地域医療再生等臨時特例基金の実施期限の到来に伴い、残余金の返還に要する経費を措置しようとするものであります。

次に、3目保健師等指導管理費の2番目、看護職員確保対策費は、認定看護師教育課程等への派遣者数が当初の見込みを下回ったことから、128 ページ、上から2行目になりますが、認定看護師等育成支援事業費補助等を減額しようとするものであります。

4目薬務費の一番上、薬事監視指導取締費は、実績等に基づき減額しようとするものであります。

次に、205 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、2 項保健福祉施設災害復旧費、1 目社会福祉施設等災害復旧費の児童福祉施設災害復旧事業費補助は、被災した児童福祉施設等の施設復旧等に要する経費の一部を補助するものであり、補助事業者と国との調整の結果に基づき減額しようとするものであります。

次に、繰越明許費について説明を申し上げます。議案（その3）にお戻りいただきまして、11 ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正、追加の表中、当部関係は次のページに参りまして、3 款民生費 14 億 299 万円余のうち、5 項災害救助費を除いた 12 億 6,892 万円余及び 4 款衛生費 13 億 9,919 万円余のうち、次のページに参りまして、4 項医薬費の 3 億 8,110 万円で、合わせて 16 億 5,002 万円余の 11 事業となっており、国の補正によるもののほか、計画調整等に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難となったものであります。

次に、議案第 81 号平成 30 年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 2 号）について説明申し上げます。議案（その3）の 30 ページをお開き願います。30 ページから 32 ページにかけましての母子父子寡婦福祉資金特別会計の歳入歳出予算の補正額は、それぞれ 11 万 1,000 円の減額であり、補正後の予算総額は 4 億 7,490 万 7,000 円となるものであります。項目ごとの内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により説明させていただきます。

再びお手元の予算に関する説明書の 237 ページをお開き願います。まず、歳入であります。1 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金は、貸し付けに係る事務費の所要額が当初の見込みを下回ったことから、貸付事務費を財源としている一般会計からの繰入金を減額しようとするものであります。

238 ページに参りまして、3 款諸収入、2 項預金利子、1 目預金利子は、歳計現金の利子収入が生じたことから増額しようとするものであります。

239 ページに参りまして、歳出であります。1 款母子父子寡婦福祉資金貸付費、1 項



貸付費は、貸し付け実績等に基づき補正しようとするものであります。

240 ページに参りまして、2 項貸付事務費は、貸し付けに係る事務費の所要額が、当初の見込みを下回ったことから減額しようとするものであります。

次に、議案第 89 号平成 30 年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明申し上げます。恐れ入ります、再びお手元の議案（その 3）の 55 ページをお開き願います。55 ページから 58 ページにかけての国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の補正額は、それぞれ 15 億 1,498 万 4,000 円の増額であり、補正後の予算額は 1,156 億 356 万 7,000 円となるものであります。項目ごとの内容につきましては、予算に関する説明書により説明させていただきます。たびたび恐れ入りますが、予算に関する説明書の 292 ページをお開き願います。

まず、歳入であります。2 款国庫支出金、1 項国庫負担金から 2 枚ほどおめくりいただきます。296 ページの 5 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金までは、療養給付費等の実績等に基づき、国や社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会からの負担金等を補正しようとするものでございます。

297 ページに参りまして、6 款財産収入、1 項財産運用収入は、国民健康保険財政安定化基金の運用実績等に基づき、減額しようとするものであります。

298 ページに参りまして、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金から、299 ページの 2 項基金繰入金までは、療養給付費等の実績等に基づき、一般会計及び国民健康保険財政安定化基金からの繰入金を補正しようとするものであります。

300 ページに参りまして、8 款諸収入、1 項預金利子から、301 ページの 2 項雑入までは、それぞれ実績等に基づき補正しようとするものであります。

302 ページに参りまして、歳出であります。1 款総務費、1 項総務管理費から 303 ページの 2 項運営協議会費までは、それぞれ実績等に基づき補正しようとするものであります。

304 ページに参りまして、2 款国民健康保険事業費、1 項国民健康保険事業費、1 目保険給付費等交付金は、市町村に交付する保険給付費等に係る交付金の所要額が当初の見込みを上回ったことから増額しようとするものであります。

2 目後期高齢者支援金等は、現役世代が加入する医療保険者から後期高齢者医療制度への支援金確定に伴い、減額しようとするものであります。

3 目前期高齢者納付金等は、現役世代が加入する医療保険者間の前期高齢者保険者数の不均衡を是正するための交付金の財源となる納付金の確定に伴い、増額しようとするものであります。

4 目介護給付金は、国民健康保険被保険者分の介護保険料納付金の確定に伴い、増額しようとするものであります。

5 目病床転換支援金等は、社会保険診療報酬支払基金が行う病床転換助成関係の事務に係る拠出金の確定に伴い、減額しようとするものであります。

6目共同事業拠出金は、特別高額医療費が当初の見込みを上回ったことから、共同事業の拠出金を増額しようとするものであります。

305 ページに参りまして、3款保健事業費、1項保健事業費は、県が行う保健事業の実績等に基づき減額しようとするものであります。

306 ページに参りまして、4款基金積立金、1項基金積立金は、国庫補助金の交付決定を受けて、財政安定化基金積立金を減額しようとするものであります。

以上が保健福祉部関係の補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○**福井せいじ委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**千田美津子委員** 私は、国保の特別会計の補正で1点、お伺いいたします。

今回の補正の中身を見まして、医療費が当初の見込みより伸びたということで、11億円支払いがふえているわけですが、これは市町村の医療費が1人当たり伸びたということなのでしょう。それとも別の理由があるのかどうかということです。

1点と言いましたが、それに関連してもう一つ、今回の補正の中で、財政安定化基金を今回10億円取り崩すことになると、最終的な平成30年度末の財政安定化基金はどのようになるのか。その2点をお聞きいたします。

○**佐々木健康国保課総括課長** 医療費、医療給付費が11億円伸びたということでございます。増額補正をするということでございますけれども、これは、今年度当初予算で、大体前年度から1%程度減額になることを、近年の動向を踏まえて、見込んで予算計上したものでございます。

しかしながら、今年度のこれまでの実績を踏まえますと、若干の微減傾向にはあるものの、1%程度の減額の範囲ではおさまらないということが見込まれましたことから、若干の余力も含めて、前年度並み程度までふやしておく必要があるのではないかと考えたところでございます。実質的には、若干被保険者が減少しておりますので、医療費が多少ふえているのではないかと、これからの分析になりますが、そのように考えております。

それから、2点目の10億円の基金の取り崩しの件ですが、大体25億円程度の基金がございまして、今般10億円の取り崩しを行うと、残高が大体15億円程度となるものでございます。

○**千田美津子委員** 医療給付費についてはわかりました。今の基金の問題ですが、県全体で、そもそも25億円しかなかったという部分から、今回10億円取り崩すわけで、本来全国知事会が要求しているとおおり3,400億円ではなくて、1兆円をやはり繰り入れてもらわないと、来年度もしかして枯渇する可能性があるわけですね。そういったことからすれば、私はこれ以上の国保保険税の引き上げは県民にとっては大変なことだろうと思うのです。一般質問等でも、国に対してこれらをきちんと要求すべきだという、そういう立場で取り組んでおられるということでありましたけれども、この基金の現状を見ても、私は県内の状況は大変な状況にあるなど見ました。そういった意味で、改めて今後の対応についてお

聞きをしたいと思います。

○佐々木健康国保課総括課長 基金の造成額につきましては、これは給付費の急激な増減等に対応して、納付金の不足分を年度間調整するものと考えております。したがって、取り崩した分につきましては、来年度以降、納付金という形でまた補填をする調整をしますので、25億円の規模というのは、今後ある程度は確保できるものだと考えております。

もう一点申し上げますと、25億円という規模は、今現在850億円程度の医療給付費があります。これの大体3%程度に相当する金額となっております。県から給付する金額につきましては、医療費の大体半分程度、800億円の3%程度に該当しまして、国からの給付費がありますので、実際には6%程度の増減に対応できる金額であると考えております。6%といいますのは、大体50億円程度に相当しますので、850億円が700億円になっても、ある程度対応できる金額と考えておまして、基金の規模としては、それほど小さいものではないのではないかと考えております。近年10年程度の推移を見ましても、年間に50億円の基金の不足が生じたことはない状況にあります。

それから、国の財政支援を求めていく取り組みを続けているわけですが、これにつきましては、今後高齢化が進み、さらに医療費が増加するというのは、基本的な認識として国も県も持っておりまして、国の皆保険制度を支える重要な施策でもございますので、基本的には安定的な財政基盤を築いていかなければいけないという認識を持っております。引き続き都道府県と国の協議をする機会がございますので、十分な協議を行いながら、国に対して十分な財政支援を求めてまいりたいと考えております。

○千田美津子委員 基本的には、今の最後の部分で了解するわけですが、ただ6%の医療費の増減に対応できるくらいの基金ということで50億円ぐらいのお話がありました。最終的に足りなくなれば、納付金で対応するということは、市町村からの納付金、結局は保険税が上がるということになるわけです。最後にお話しされた国が国民健康保険制度をきちんと支える、そういう立場で、私はこれを見ていく必要があるだろうと思いますので、ぜひそういった立場で、最終的には納付金でもらえばいいということではなくて、県民の負担を極力少なくしていく、そして失業者も含め国保に加入されている方々は、協会けんぽと比べても倍近くの保険料となっていることから、国への要望は欠かせないと思いますので、ぜひこれまで以上に取り組みをお願いしたいと思います。何かコメントがあればお聞きして終わります。

○佐々木健康国保課総括課長 繰り返しになりますけれども、しっかりと対応してまいりたいと思います。

○高橋元委員 高度救命救急医療等提供拠点整備費関係について何点か質問します。今度新しい岩手医科大学附属病院が設置されます。これは現在よりも少しグレードアップするのか、同じような施設になるのか、その辺の内容をお伺いしたいと思います。

それから、矢巾地区に移った際の救急体制、これは県立中央病院の救急体制を見てきたのですけれども、いろんな面で、矢巾町に行くには距離があるので、市内の病院の負担が

かなり大きくなってくのではないかと懸念もあるわけですが、地理的に区分するのか、あるいは患者さんの状態に応じて区分するのか、どこで判断するのか、救急体制についてどのような議論をされているのか質問します。

**○野原技監兼副部長兼医療政策室長** 岩手医科大学附属病院移転に伴いまして、県としても、その機能の充実に関しまして、さまざま支援しているところでございます。一つが、災害医療への対応という部分がございますし、もう一つが、委員から御質問もございました新病院の機能の充実の部分でございます。こちらにつきましては、新病院につきましては、救急機能、また周産期機能、そして小児の機能、こちらについて総合的に連携をし、主に救急、周産期部分、こちらの強化に着目をいたしまして、今まさに建設中でございますけれども、3カ年にわたりまして、この機能強化部分で約45億円、また先ほど申し上げました災害医療提供分に関しまして約20億円、計66億円余につきまして支援をしているところでございます。

いずれにいたしましても、新病院になりまして、例えばドクターヘリ、今矢巾町の基地から飛んで盛岡東署にというような運をしているのですけれども、病院と一体的にドクターヘリの運用ができるということで、さらにそういった部分の強化が図られるということ。あとは、小児、周産期の部分に関しましても病床がふえるということはもちろんですけれども、救急部門とのさらなる連携が図られるということで、期待しているところでございます。

2点目の救急体制でございます。矢巾町に移転をいたしますが、先日岩手医科大学から内丸メディカルセンターの機能について公表がございました。午後5時から午後9時までには、いわゆるウオークインの患者に対しては対応するというので、ほぼウオークインでいらっしゃる患者のうち9割ぐらいは、その時間帯ということですので、現時点でウオークインの患者への対応というのは、かなりカバーできるのではないかとというのが一つございます。

また、あわせて県立中央病院の救急体制につきましても、今病床について拡幅すべく整備を進めております。

また、盛岡市立病院につきましても、新年度から救急体制を強化する予定と伺っております。そして矢巾町の岩手医科大学附属病院、こちらいわゆる3次救急、高度救命救急、こちらの体制については、さらに強化されることとなっております。

したがいまして、県全体、また盛岡圏域全体で見ると救急機能というのは、むしろ今よりもさらに拡大し、機能の強化が図られるのではないかと期待しているところでございます。

一方で、救急車でどこに運ぶのかということがございます。そちらにつきましては、今後消防署と医療関係者で構成されますメディカルコントロール協議会がございましてけれども、そのようなところで、きちんとした搬送体制などを議論しながら、適切に患者を搬送する体制について関係機関で協議を重ねて進めてまいりたいと考えております。

○福井せいじ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第100号福祉型障害児入所施設・障害者支援施設（盛岡地区）改築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山崎障がい保健福祉課総括課長 議案第100号福祉型障害児入所施設・障害者支援施設（盛岡地区）改築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて説明申し上げます。議案（その4）の2ページをお開き願います。また、お手元に資料をお配りしておりますので、ごらんください。

この議案は、みたけ学園、みたけの園の老朽化、狭隘化等に伴い実施する改築工事に係るものであり、請負契約締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

資料1ページの請負契約の内容についてであります。工事名は福祉型障害児入所施設・障害者支援施設（盛岡地区）改築（建築）工事、工事場所は盛岡市手代森地内、設計金額は10億5,494万4,000円、契約金額は10億5,494万4,000円であります。請負者は株式会社高光建設・株式会社熊谷工務店特定共同企業体、工期は450日間で、平成30年度から平成32年度までの3年間の債務負担行為により行うものでございます。

2ページに工事の概要等を記載いたしますとともに、イメージ図、平面図を添付しておりますので、ごらんください。

なお、3ページに入札結果説明書、4ページに入札調書を添付しておりますが、説明は、恐縮ですが、省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○福井せいじ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩崎友一委員 確認ですけれども、入札の関係は総務部でしょうか、落札率100%とあるのは、多分適正に審査したという答弁しかできないのでしょうか、100%というのはあり

得るものなのでしょうか。過去の事例を含めて、100%というのは非常にどうなのか疑問があります。

○山崎障がい保健福祉課総括課長 落札率が100%の過去の事例については、恐縮ですが、ちょっと承知しておりませんが、今回の落札率100%につきまして、入札を担当しております総務部に確認をしておりますので、総務部からの話の内容を申し上げたいと思います。

県営建設工事の入札については、入札参加資格要件の設定の際に、施工実績等から入札への参入見込み者数を検討した上で手続を進めているということでございます。本工事の入札については、10億円以上の建築工事であることから、特定共同企業体による施工形態とし、一定数の参入が見込まれると判断して入札を行ったところ、最終的な参加者は四つのJVとなったものでございます。

開札後、落札候補者に対する資格審査を行ったところ、第1順位から第3順位の応札者までが失格または無効となりまして、結果として第4順位の応札者が落札したということでございます。落札率については、入札参加者があらかじめ他の入札参加者の状況を把握することはできないと考えており、応札者数との直接の関連はないということで、総務部から回答を得ております。

○千田美津子委員 直接の契約行為は総務部なのだと思いますが、実は昨日の議案審議で、これはこちらの委員会なのということで質疑がやれなかった事情があるのです。ただ、総務部から聞くという第一義的な責任、議案提出者ではあるのだけれども、そういう入札に関連しては、保健福祉部は、当事者ではないわけですよね。その部分が、私はどうなのかなど。最終的に落札したところはわかりますが、入札をした後に審査をして不適格だという判断をされた3番まで、そのことの理由が私はちょっと納得できないのですけれども、それに答えることはできますか。

○山崎障がい保健福祉課総括課長 総務部からの情報として入手しておりますところによりますと、第1順位者に関しましては、失格ということでありまして、理由は低入札による詳細調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないと認められたためということでございます。それから、第2順位者につきましては、無効ということになりましたが、この理由としましては、入札書と工事費内訳書の金額の不一致により適切な積算と認められないためということでございます。それから、第3順位者につきましては、同じく無効ということでございますけれども、理由としましては、共同企業体の構成員が落札決定前に指名停止となったためといったようなことによりまして、結果第4順位者になったということでございます。

○福井せいじ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から、岩手県子どもの生活実態調査集計結果（速報値）等について、ほか2件について発言を求められておりますので、これを許します。

○**門脇子ども子育て支援課総括課長** それでは、説明事項3点ございますが、初めに岩手県子どもの生活実態調査集計結果（速報値）等について御説明を申し上げます。お手元に配付しております資料、岩手県子どもの生活実態調査集計結果（速報値）等についてにより御説明させていただきます。

まず、本調査の1、目的及び公表事項についてでございますが、本調査は子どもの貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するための子どもの生活実態調査と、小学1年から中学3年の保護者全てを対象として支援ニーズを把握し、ニーズに応じた個別支援につなげるための支援ニーズ調査を平成30年、昨年8月に実施いたしました。

今回報告させていただきます速報値は、調査の設問毎の単純集計結果を現時点で整理したものでございまして、今後詳細な分析を行い、本年7月上旬には最終結果報告を取りまとめる予定としているところでございます。

今回の公表事項につきましては、資料にございますが、(1)の子どもの生活実態調査における保護者用調査の単純集計結果と、児童・生徒用調査の単純集計結果、(2)の就学援助制度利用世帯等調査におきます保護者用調査の単純集計結果、そして(3)の支援ニーズ調査における主な支援ニーズや要望の内容でございます。

次に、2の調査の概要についてでございますが、調査時期、調査方法、主な調査項目につきましては記載のとおりでございますが、表の中ほどにございます調査対象者数につきましては、子どもの生活実態調査は調査対象者数の計4万1,176人のうち、有効回答数が3万6,422人、世帯数では1万8,262世帯から回答をいただきまして、回答率は88.5%と高いものとなっております。

就学援助制度利用世帯等調査につきましては、調査対象者数7,748人のうち、有効回答者は5,344人、回答率は69%という状況でございました。そして、支援ニーズ調査につきましては、現在868件の回答が寄せられておりまして、順次市町村や児童相談所等、関係機関が個別に支援を実施しているところでございます。

資料の2ページをお開きいただきたいと思います。3の子どもの生活実態調査、就学援助制度利用世帯等調査集計結果の主な項目についてでございますが、ここは資料の4ペー

ジ以降の集計表に沿って御説明させていただければと思います。

まず、資料の5ページですが、上段にございます問の4、子どもの食事、朝食の状況につきましては、毎日食べると回答した割合は、全体で89.6%、週4日から6日食べるが6.3%、週1日から3日食べるが3.2%、食べない等の回答が1.0%でございました。全体でと申しますのは、表の上のほうをごらんいただきたいと思いますが、子どもの生活実態調査の小学5年生と中学2年生、そしてその右側の就学援助世帯の数値を単純に足し上げて、その割合を出したものです。

次に、6ページですが、上段、問の8です。子どもの健康状態につきましては、良いと回答した割合が全体で82.5%、どちらかと言えばよいが16.0%、どちらかと言えば悪いが1.3%、悪いとの回答は0.1%という結果でした。

次に、資料の10ページに飛んでいただきまして、上段の問の16ですが、親から見た子どもの学習の理解度についてあります。よく理解できていると回答した割合は全体で12.4%、大体理解できているが35.2%、普通が33.0%、余り理解できていないが15.6%、ほとんど理解できていないが2.5%、理解しているか理解していないかわからないが1.3%との集計結果です。

次に、30ページをごらんいただければと思います。中ほどの、こちらは児童生徒の調査結果になりますが、問の6です。学校の授業がどのくらいわかりますかという設問。これは、子ども自身の学習の理解度ということになりますが、全部わかると回答した児童生徒の割合は12.5%、大体わかるが67.5%、わからないことが多いが17.5%、ほとんどわからないが2.4%と、おおむね保護者と近い回答割合となっているところです。

次、資料の10ページにお戻りをいただければと思います。中ほどになりますが、問の17、子どもが平日、学校が終わった後、放課後の過ごし方についてですが、選択肢2番目の、自分の家で、家族と過ごすと回答した割合が最も高く、全体で29.9%、以下6番の、学校のクラブ活動が18.1%、4番の友だちと遊ぶが15.3%、5番の学習塾や習い事、スポーツクラブに行くが14.8%となっており、選択肢1番のところの自分の家で、一人で過ごすとの回答は、全体で13.3%となっているところです。

次にまたページを飛んでいただきまして、19ページをお開きいただければと思います。現在の暮らし向きについての設問ということになりますが、問の40、おおむね1年の間に、経済的な理由、これはお金が足りなくてということでございますが、どのような経験をしたか尋ねているものでございます。選択肢の一番下の15番ですが、どれにもあてはまらないということが全体で22.7%ということでございます。次、14番の趣味やレジャーの消費を減らしたが20.7%、10番目でございますが、新しい衣服や靴を買うことができなかったが9.6%、12番の理髪店や美容院に行くことができなかったが8.5%、7番の税金の支払いが滞ったが6.5%、3番の生活費を金融機関などに借金をしたが5.4%などとなっております。選択肢の1番ですが、電気・ガス・水道などが止められたという回答は、全体で1.9%となっているところです。



次に資料の2ページにお戻りいただいて、4でございますが、支援ニーズ調査について、保護者からの主な支援ニーズや要望についての内容でございます。寄せられました868件のうち、教育の支援に関しましては328件ありまして、部活動や交友関係、不登校などの学校生活、あるいは学力、子どもへの教え方、進学、進路の不安などについて教育相談をしたいといったニーズ、また校舎の改修ですとか、冷房設備の整備、あるいは通学路の環境整備に関する要望などが寄せられたところです。

生活の支援に関しましては372件ございまして、子どもの発達障がいや性格、しつけに關しての保健相談をしたいといったニーズ、また放課後児童クラブや児童センターなど、子どもの居場所の充実に対する要望等がありました。

就労の支援は8件でありましたが、ひとり親家庭への就労支援の充実についての要望が、次の経済的支援に関しては160件ありまして、医療費助成制度の対象範囲の拡大や、窓口一部負担の廃止等の要望、あるいは児童手当ですとか児童扶養手当等の支給対象者、あるいは支給期間の拡大に関する要望などが寄せられたところであります。

最後に、5番ですが、今後のスケジュールについてです。この後新年度に入りまして、まずは大学教員ですとか、子育て支援団体等からの外部委員によります調査結果検討委員会を設置いたしまして、これらの調査結果のデータから世帯類型、あるいは所得階層別等のクロス集計を行いまして、その詳細な分析をもとに、その分析結果から見えてくる課題や取り組むべき施策の方向性等を盛り込んだ調査結果報告書を今年7月上旬を目途に取りまとめたいと考えているところでございます。その後、いわての子どもの貧困対策推進計画の策定委員会を設置いたしまして、調査結果報告書や国の貧困対策大綱等を踏まえまして、関係各方面からの御意見をいただきながら、2020年度以降の新たないわての子どもの貧困対策推進計画を年度内に策定したいと考えているところです。

次に、児童虐待による死亡事例検証報告書について御説明を申し上げたいと思います。お手元に児童虐待による死亡事例検証報告書の本文、それからA3判の大きい資料になりますが、報告書の概要版、この二つの資料を用意させていただいております。この二つの資料により御説明をいたします。

初めに、本検証報告書作成の経緯について申し上げたいと思います。報告書本文、冊子になっているほうでございますが、1ページをごらんいただければと思います。はじめにのところの3段落目になりますが、児童虐待の防止等に関する法律の規定によりまして、児童虐待を受けた児童が、その心身に著しく重大な被害を受けた事例につきましては、検証を行うこととされておりますが、本県におきましては、岩手県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置部会において検証を行い、再発防止に向けての提言を取りまとめいただきまして、本報告書の作成に至ったものでございます。

次に、ごらんいただいている報告書本文の最後のページになりますが、19ページをごらんいただければと思います。検証を行っていただきましたのは、名簿にございますとおり委員7名の方々、検証経過につきましては、昨年8月からの4回の会議に加えまして、当

該市の担当職員への現地でのヒアリングなどを行っていただいたところです。

次に、事例の概要と当該事例についての課題・問題点、再発防止に向けた取組の提言についてでございますが、こちらにつきましては、報告書本文の内容をA3判の概要版のほうにまとめておりますので、概要版の大きい資料のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。なお、本報告書につきましては、特定の組織、個人の責任を追及するというのではなく、今後の再発防止策を広く検討し、御提言をいただいたものでございますので、一部には地名などをアルファベット表記としているところがございますので、御了承をいただければと思います。

まず、上段の事例の概要と家族状況についてでございますが、平成30年、昨年4月でございますが、A市と表記をしておりますが、これは北上市でございます。北上市におきまして、当時1歳9カ月の子供がネグレクトにより全身機能障害で死亡したという事例でございます。いずれも20代前半の若い両親と子供の3人世帯で、市営住宅で生活をしておりましたが、昨年2月に母親がこの世帯を離れてからは、父親と子供の2人みでの暮らしが続いていました。父親は、子供を保育施設、これは認可外保育施設でありましたが、保育施設に預けて仕事を続けておりましたが、3月末からは、保育施設に子供を預けることなく、自宅に子供を一人で置いたまま仕事ですとか、あるいは遊びなどに出かけ、食べ物も十分に与えないまま、4月8日に、この子供が亡くなっております。父親は6月に保護責任者遺棄容疑で逮捕され、12月に裁判員裁判により懲役5年の判決を受けておりました、この父親は控訴することなく刑は確定しているところです。

この事例は、子供が亡くなる前、昨年2月に、子供が通う保育施設から市に対して虐待通告が行われまして、以降、市の要保護児童対策地域協議会のケースとして対応しておりましたが、市では保護者である父親とは結果的に直接面談することができず、家庭状況、生活実態等の確認ができないまま子供が亡くなってしまったという経緯がございます。

次に、この事例についての課題及び問題点と再発防止に向けた取組の提言についてでございますが、資料の左側の課題及び問題点の視点1から6の項目を大きな柱といたしまして、これに対応する再発防止に向けた取組の提言を、資料右側の提言1から6という形で整理をしたものでございます。

まず、課題及び問題点の視点の1、子どもの安全確認についてでございますが、この事例では、子供が昨年3月末までは保育施設に登園を続けておりましたことから、市では子供の安全確認はできているものと判断をしておりましたが、保護者との面談はできず、養育環境の実態が確認できておりませんでした。このような緊急性を判断するに当たっての判断材料、生活の実態等の情報が不足していること自体がリスクが高いものと認識して対応する必要があったということが課題として抽出されました。

また、その際、県では市町村向けに市町村要保護児童対策地域協議会運営実務マニュアルを作成しておりますが、その中で児童虐待早期発見のためのチェックリストというものを示しております。子供本人の様子ですとか、保護者、家庭の様子などを項目化いたしま

して、あわせて緊急度も図るという内容でございますが、これが活用されていなかったということも課題として挙げられました。

これに対応する提言の1は、子どもの安全確保を最優先にした対応の徹底といたしまして、市町村、児童相談所においては、通告早期の段階で保護者と直接面接し、家庭での養育状況を確認すべきこと。また、県においては、ケースの緊急度を判定するためのアセスメントシートの見直しを行うこと。市町村、児童相談所においては、それらチェックリスト等を活用して、積極的に情報収集を行うべきことなどが提言されております。

次に、課題及び問題点の視点の2、保護者支援と介入についてでございます。この事例では、子供の1歳6カ月健診が未受診の状態が続いておりましたが、ネグレクト傾向のある親は、積極的に子育て支援に関する情報を収集しようとしないうという視点に立って、より注意をして介入や支援を検討する必要があること、健診の受診勧奨に応答しない家庭は、虐待のリスクが高いと認識をした上で対応する必要があることなどが課題として挙げられました。

対応する提言の2は、保護者支援と適切な介入といたしまして、県、児童相談所、市町村におきまして、ネグレクト傾向の親に対する支援として、育児に関する基本的な知識等とともに、ネグレクトに関する危険度などについて、繰り返し丁寧に情報提供をし、周知をすべきこと。また、健診未受診の家庭について、受診勧奨をしても受診に至らない場合には、特に虐待のリスクが高いと認識をして、支援の必要性を検討すべきことなどが盛り込まれております。

次に、課題、問題点の視点の3、要保護児童対策地域協議会の機能についてでございます。この事例では、市の要保護児童対策地域協議会において、子供の情報は共有されたものの、具体的な検討には至らなかったものでございまして、協議会における情報の整理や共有、進行管理などの点でその運営状況に課題が認められましたほか、ネグレクトの場合には重篤化する可能性も高いとの認識のもと、家庭の養育環境の早期の確認の必要性につきまして、関係機関が共通認識を持って対応できなかった点が課題として挙げられました。

対応する提言3は、要保護児童対策地域協議会の機能強化といたしまして、市町村においては、個別ケース検討会議、実務者会議のそれぞれの機能や役割を再確認し、ケースの進行管理など運営のあり方を見直すべきこと。また、県においては、市町村担当者の研修の充実などにより、対応力の向上を図るべきこと。そして、本検証報告書の内容につきましては、市町村に対して周知徹底を図ることなどが提言をされております。

次に、課題及び問題点の視点4、関係機関との連携についてでございます。この事例では、保育施設側が家庭での様子を確認してほしいと市に相談していたものの、市では保育施設での子供の確認を行うのみで、直接家庭の様子や子供が深刻なネグレクト状態であったことを把握できなかったというふうな経緯がございますが、これは保育施設と市との間に認識のずれが生じていたのではないかとという問題点が挙げられました。また、裁判によ

り、この家庭は市営住宅の家賃や水道、ガス料金を滞納しておりまして、水道とガスがとめられていたことが明らかとなったところがございますが、市の内部では、これらの情報が共有されなかったこと、また児童相談所における市町村支援の体制も十分ではなかったのではないかとこのようなことが課題として挙げられております。

対応する提言4は、関係機関による連携強化といたしまして、市町村においては保育施設との連携を図るため、ふだんから顔の見える関係づくりに努めるとともに、児童に関連する部署との連携のほか、外部の民間事業者などの協力による虐待等に関する情報提供の強化などについて、具体的に検討をすべきことなどが盛り込まれております。さらに、児童相談所におきましては、市町村を支援する専任の児童福祉司の配置を含め、体制整備を図る必要があることなどが提言されております。

次に、課題及び問題点の視点の5、市町村相談支援体制についてでございます。この事例では、市において組織的にケースの対応方針が徹底をされていなかったことや、児童虐待相談に対応する専任の正規職員がいなかったこと、またケース対応について適切に助言を行うことのできる専門性と経験を備えた職員がいなかったことなど、児童虐待への相談支援体制が十分に整備されていなかったことが課題として挙げられました。

対応する提言5は、市町村における支援体制の強化及び専門性の向上といたしまして、市町村、児童相談所においては、収集した情報に基づいて組織的にアセスメントを行い、適切な支援方針の策定をすべきこと。また、市町村においては、専門知識と経験を有する専任の正規職員の養成に計画的に取り組み、人事面におきましても、短期間で異動を繰り返すのではなく、継続的な配置を考慮する必要があることなどが提言されております。

最後に、課題及び問題点の視点の6、地域全体での児童虐待防止の取組についてでございます。この事例では、市から民生児童委員への情報提供がなされず、民生児童委員のかかわりがありませんでした。民生児童委員の協力を得ることにより、生活状況の把握をでき、日常の見守りから異変にも気づき、必要な介入や支援につながったのではないかと考えられます。このような地域における児童虐待の早期発見、早期対応に向けた地域づくりが課題として挙げられました。

対応する提言6は、地域全体での児童虐待防止の取組推進といたしまして、市町村においては、民生児童委員や主任児童委員に子供の安全にかかわるできる限りの情報提供を行い、日ごろから連携を図りやすい体制づくりに努め、リスクの兆候を見逃さないよう地域での見守り体制の充実を図るべきこと。また、地域住民への意識啓発が重要でございます。虐待通告をして終わりということではなく、支援を要する家庭に対し、地域の住民やさまざまな団体などが、それぞれの立場で支援を展開する地域づくりを推進すべきことなどが提言されているところでございます。

県におきましては、本報告書におきます御提言を踏まえまして、市町村、児童相談所、関係機関と一層の連携を図りながら、再発防止に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目の御説明でございます。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の概要について御説明申し上げます。

お手元に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の概要、この資料を用意させていただいておりますので、こちらのほうをごらんいただければと思います。

さきの12月定例会におきまして、従来の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、社会福祉施設等の事業者の要件及び設備等に関する基準を定める条例に一本化されたところでございます。今般児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されまして、本年4月1日から施行されることとなっておりますが、この改正内容につきましては、児童養護施設等における児童指導員等の職員配置基準に関するものでございまして、県の条例の改正は必要とはいたしません。該当事業者への影響を及ぼすものでありますことから、御説明させていただくものでございます。

まず、資料の1の改正の趣旨についてでございますが、地方分権改革に関する提案募集の実施方針に基づきまして、平成30年度に行われました地方公共団体からの提案を踏まえ、施設職員の要件について改正がされるものでございます。

2の改正内容についてでございますが、一つ目は、児童指導員の要件の見直しでございまして、新たに幼稚園の教諭の免許状を有する者を児童指導員になることができるものという追加をすること。また、大学におきまして、社会福祉学等を専修する学科等を修めて卒業した者は、児童指導員になることができるという規定になっておりますが、ここで言う大学には短期大学を含まないということを明確化するという。そして、専門職大学の前期課程を修了した者は、児童指導員の要件である大学を卒業した者には該当しないとする3点の内容でございます。

二つ目は、心理療法担当職員等の要件の見直しでございまして、乳児院等の心理療法担当職員、福祉型障害児入所施設の心理指導担当職員、そして児童自立支援施設の児童自立支援専門員につきましても、大学において心理学を専修するという点につきまして、短期大学は含まないということを明確化いたしますとともに、これも児童指導員の場合と同様でございますが、専門職大学の前期課程は大学には含まないということにするものでございます。

施行期日は、本年4月1日でございます。

説明3点は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○**福井せいじ委員長** 皆さんから、質問はありますでしょうか。

○**中平均委員** 今のこの児童虐待の関係ですけれども、1点。提言をいろいろいただいていますけれども、これを随時進めていくということですが、具体的に、これは市町村、児童相談所、県、それぞれ書いていますけれども、これは、急いでやるべきことだと皆さん認識しているのは一緒だと思うのです。具体的に来年度予算も見ておりますけれども、どのような事業計画の予算要求をしていくのか。そして、関係機関による連携強化なども書

いてありますが、具体的にどのような形で進めていくのか、実際にまたこのような痛ましい事件が起きないためにやっていくのだという、規定のようなものであったり、この提言を踏まえてどう動いているのかという点をお聞かせください。

**○門脇子ども子育て支援課総括課長** まず、県の対応についてであります。この報告書につきましては、2月8日の社会福祉審議会で御報告をさせていただきました。同日、市町村、関係機関に対しましては、その内容を通知をしたところでございます。

なお、内容といたしまして、市町村にお願いをする部分、市町村が検討しなければならない部分が大変多くございますので、3月後半でございますが、市町村の担当者を集めました会議を開かせていただきまして、内容については徹底をさせていただきたいと思っております。

それから、提言の中に、県でアセスメントシートの見直しということが提言されておまして、今現在作業に取りかかっているところでございます。これは、特にネグレクトにつきましましては、従来ですと緊急度がどうしても高くないような形で結果が出てしまうところがございましたので、その緊急度を高めるような内容につきまして、今見直しを図っているところでございます。

それから、児童相談所の体制につきましても、県議会におきましても御質問をいただいたところでございますが、来年度体制の強化に向けまして、検討しているところでございます。

また、市町村の要保護児童対策地域協議会の職員、担当者の関係でございますが、これは今年度中ということにはなりません。来年度の担当者の研修におきましては、内容を充実させて取り組みたいと思っております。

それから、昨年9月でございますが、警察との相互連携協定を結ばせていただいたところでございます。事案によりましては、警察に協力をいただきまして、安全確認するというところも必要だと思っておりますので、その点につきましても市町村と共有をして提供してまいりたいと考えているところでございます。

**○中平均委員** 最後にします。これ来年度に入って進めて、これ予算措置が必要な点も出てくるのかなと思っておりましたが、その際は補正予算等を組んでやっていくということになるかと思うので、今からやっていると、人員配置等となると、市町村等の関係もあるので、県だけということでもないので、この市町村との連携を図っていく上での予算的なバックアップも必要だと思います。いずれ国に要求する形になると思うのですが、待っていて遅くなったということがないように、その点を踏まえて、必要なものを先取りしていきながら対策を講じていただきたいということを提言させていただいて終わります。

**○千田美津子委員** 今の質問に関連するわけですが、市町村の体制強化という点では、担当者のスキルアップというか、それはすごく大事です。ただ私は、北上市の事件後、北上市に行きましたが、そのときにお聞きしたのは、非常勤特別職の勤務時間を長くするとか、そういう対応をとるとということで、私はやっぱり日常的に正規職員の専門職がきちんと対

応していくということが必要だと思います。

ただ、市町村では、今行革の中で、そういう専門職を配置させることがなかなか難しくなっているので、担当者とともに一定の力がある方々を集めての市町村長会議を開く、それだけの大事な中身だと。虐待をなくす上で、そういう対応を岩手でとるということが必要だと思いますので、担当者会議の上の会議も、ぜひ対応していただきたいなと思います。

それから、子どもの生活実態調査、非常によかったなと思います。いっぱいあるのですが、特に問 40 番で、保護者の、1年の間に経済的な理由でどのような経験をしたかということで、電気、ガス、水道がとめられた方が 818 人いたり、最低限の食事を食べるができなかった方々もいて、驚きました。これらについては、既に対応されているのでしょうか。支援ニーズ調査の中で、個別対応をしているというお話がありましたが、私は児童虐待とのかかわりもあり、これらについては一刻も早く関係部署と連携をとり合っ

て対応すべき事項ではないかと思いますが、その点お聞きをします。

**○門脇子ども子育て支援課総括課長** 児童虐待死亡事例の関係でございますが、市町村へのバックアップ体制についてですが、今回検証報告書の提言の中でも、市町村の体制の強化につきまして、御提言いただいているところでございます。また、国の新たな強化プランの中でも、要保護児童対策地域協議会の調整担当者につきましては、いわゆる専任常勤でということが求められているところでございます。恐らく国のほうでもその配置につきましては、何らかの考えがあるのかなと思いますが、県といたしましても、そういったところを踏まえて、一層の協力といいますか、体制の強化を市町村に求めてまいりたいと思います。また、会議につきましては、担当者ということではなく、上の方々の出席もということでございましたけれども、ぜひそういったところにつきましても、市町村に訴えかけてまいりたいと考えています。

生活実態調査につきまして、今問の 40 の暮らし向きのところについてお話をいただきましたが、こちらの生活実態調査につきましては、記名方式ではございません。ですので、どなたが書いたのかというのが把握できないところがございます。ただ、先ほど委員からも御紹介いただきましたが、個別の支援ニーズ調査のほうにつきましては、恐らくここに該当する方々の中では、こういったことに困っているということでの御相談を寄せられている部分もあるのかなというふうに思います。必ずしもリンクはしていないところではございますが、必要なそういう個別のニーズにつきましては、対応させていただいているというふうに認識しているところでございます。

**○福井せいじ委員長** 再度、念のためお聞きしますが、この際も含め、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○福井せいじ委員長** なければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。保健福祉部の皆様は退席されて結構です。ありがとうございました。

それでは、この際、昼食のため午後 1 時まで休憩といたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**福井せいじ委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、医療局関係の議案の審査を行います。

議案第 92 号平成 30 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**千葉医療局次長** 平成 30 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 69 ページをお開き願います。議案第 92 号平成 30 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 2 号）ですが、これは現時点における年間収支の見通しに基づき予算の過不足を調整しようとするものです。

まず、第 2 条の業務の予定量についてですが、患者数につきましては、患者数の減少などによりまして、年間延べ患者数を、入院は 122 万 1,000 人、外来は 186 万 1,000 人とそれぞれ見込むものです。

第 3 条の収益的収入及び支出、次の 70 ページの第 4 条資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算に関する説明書により御説明いたします。

71 ページに参りまして、第 5 条の企業債につきましては、事業費の確定に伴い、所要の調整を行うものです。

第 6 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第 7 条のたな卸資産購入限度額につきましては、それぞれ給与費及び材料費等の補正に伴い、所要の調整を行うものです。

それでは、予算に関する説明書の 335 ページをお開き願います。補正予算の実施計画につきまして御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出についてです。収入ですが、第 1 款病院事業収益、第 1 項医業収益、1 目入院収益 3 億 7,600 万円余の増額及び 2 目外来収益 3 億 7,800 万円余の増額は、患者 1 人 1 日当たり収益の増加によるものです。

3 目その他医業収益 2 億 1,400 万円余の増額は、一般会計負担金の増加によるものです。

第 2 項医業外収益、3 目負担金交付金 4 億 6,500 万円余の減額は、一般会計負担金が減少したことによるものです。

336 ページをお開き願いまして、第 3 項特別利益 2 億円余の減額は、旧北上病院の跡地売却額の確定によるものです。

これらにより、収入計の補正予定額を 1 億 7,400 万円余の増とし、総額を 1,080 億 5,800 万円余と見込むものです。

支出についてですが、第 1 款病院事業費用、第 1 項医業費用、1 目給与費 13 億 7,200 万円余の増額は、給与改定などによるものです。

2 目材料費 3 億 100 万円余の増額は、薬品費の増加などによるものです。



3目経費1億1,600万円余の増額は、光熱水費の増加などによるものです。

337 ページに参りまして、第3項特別損失1億4,800万円余の減額は、旧北上病院建物解体に係る工事費の減少などによるものです。

これらにより、支出計の補正予定額を16億1,800万円余の増とし、総額を1,093億4,500万円余と見込むものです。

この結果、補正後の差し引き損益を12億8,600万円余の赤字、特別利益及び特別損失を除いた経常利益では7億700万円余の黒字と見込むものです。

続いて338ページをお開き願います。資本的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入ですが、第1款資本的収入、第1項企業債4億900万円の減額及び第5項補助金1億4,200万円余の減額は、事業費の確定に伴う財源の整理等を行うものです。

339 ページに参りまして、支出ですが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、2目建物費3億600万円余の減額、3目医療器械費1億7,400万円余の減額は、事業費の確定により、所要の調整を行うものです。

なお、341 ページ以降の変更予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書等につきましては、ただいま御説明をいたしました予算の補正に伴う変更、あるいは補正内容の明細等でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**福井せいじ委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって医療局関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** なければ、これをもって医療局関係の審査を終わります。医療局の皆様ありがとうございました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。